

1、所得及び家族の状況に応じた補助額の算定を希望する場合

補助基準			補助額(1人あたり年額)	
			①就園奨励補助	②授業料補助
ア 生活保護世帯、特定中国残留邦人等に対する支援給付を受けている者の属する世帯			308,000	—
イⅠ 市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯	生計を同じくする 子供の中で (兄弟の年齢制限は ありません)	一人目	272,000	—
		二人目	308,000	—
		三人目以降	308,000	—
イⅡ ひとり親世帯、障害者世帯等※		一人目	308,000	—
		二人目	308,000	—
		三人目以降	308,000	—
ウⅠ 市民税所得割額が、77,100円以下の世帯		一人目	139,200	—
		二人目	223,000	—
		三人目以降	308,000	—
ウⅡ ひとり親世帯、障害者世帯等※		一人目	202,000	—
	二人目	308,000	—	
	三人目以降	308,000	—	
エ 市民税所得割額が、211,200円以下の世帯	小学3年生までの 子供のなかで	一人目	62,200	—
オ 市民税所得割額が、270,900円以下の世帯		二人目	185,000	—
		三人目以降	308,000	—
		一人目	—	43,600
カ 市民税所得割額が、270,900円を超える世帯		二人目	154,000	—
		三人目以降	308,000	—
		一人目	—	32,000
二人目		154,000	—	
三人目以降		308,000	—	

※在園かつ名古屋市内にお住まいの期間に支払った平成29年度の授業料が、算定表の補助額を下回る場合は、その期間に支払った授業料・入園料の合計額(授業料補助の場合、授業料の額)が補助額の限度となります。

※表中の市民税とは、平成29年度の市民税です。また、住宅ローン控除を受ける前の額となります。

※上記補助額は年額です。年度途中に入園又は退園される場合、幼稚園に授業料を支払った月数に応じて減額します。

2、所得及び家族の状況に応じた補助額の算定を希望しない場合

補助基準			補助額(1人あたり年額)	
			①就園奨励補助	②授業料補助
カ 上記の区分以外の世帯	小学校3年生までの 子供の中で	一人目	—	32,000
		二人目	—	37,000
		三人目以降	—	47,000

※「私立幼稚園減免・補助調書」を2つの「希望しない」にした場合、2人(3人)目の幼児であっても「授業料補助 カ」になり、「就園奨励補助 カ」の2人(3人)目の補助額とは異なります。